

介護保険施設を利用した場合の

「食費・居住費等」の負担軽減

（負担限度額認定）について

～特定入所者介護サービス費（食費・居住費等の負担軽減制度）について～

○介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）や短期入所生活介護（ショートステイ）を利用する方の食費・居住費等については、低所得の方に対して、負担軽減を行っています。

○在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性をさらに高めるため、食費・居住費等の負担軽減措置の利用者負担段階を判定する際には、非課税年金（遺族年金と障害年金）の収入額も含まれることとなっています。

Q どんな人が負担軽減（負担限度額認定）の対象となるのでしょうか。

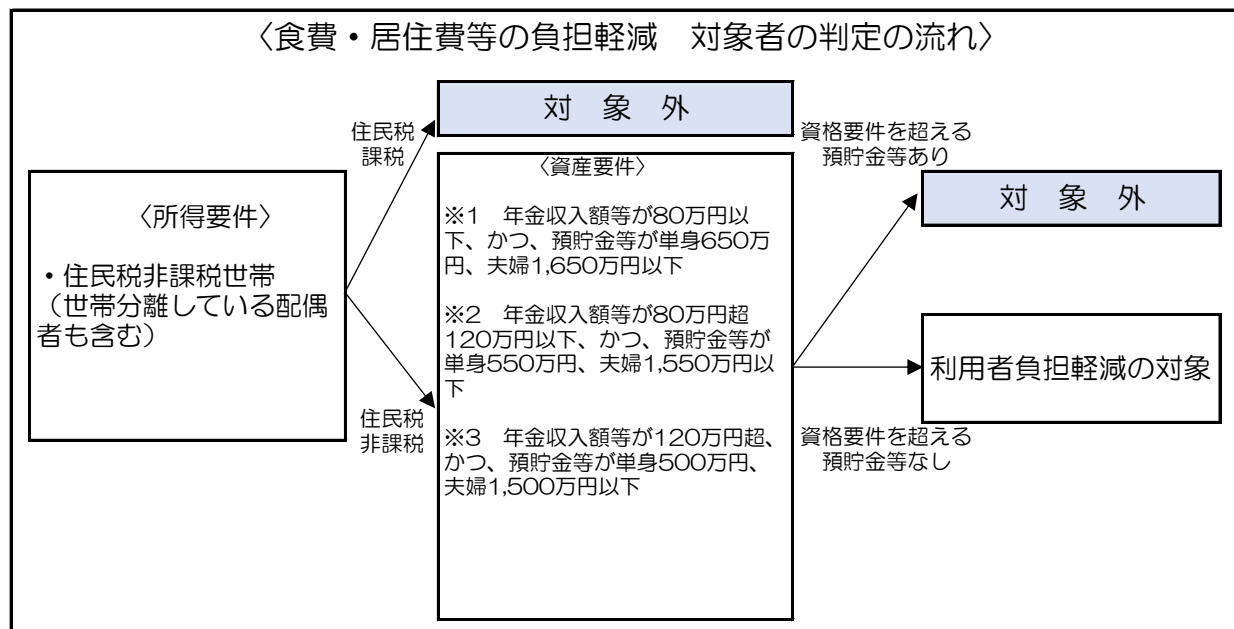
A 下記の全ての要件に該当する方が対象となります。

○本人、本人が属する世帯の世帯員及び配偶者が住民税非課税

○本人及び配偶者の預貯金等の資産の合計が下の表に当てはまる方

預 貯 金 等 の 認 定 要 件	
※1	年金収入額等が80万円以下、かつ、預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円以下
※2	年金収入額等が80万円超120万円以下、かつ、預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円以下
※3	年金収入額等が120万円超、かつ、預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円以下

〈食費・居住費等の負担軽減 対象者の判定の流れ〉



Q 「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか。

A 以下の表のとおりです。

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付を求めます)
預貯金(普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高のページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座の残高の写し (webサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって 時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し(webサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(webサイトの 写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告

負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金から差し引いて計算します。(借用証書などで確認)

また、価格評価は、申請日の直近2ヶ月以内の写し等により行います。

※預貯金等に含まれないもの

- ・生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属など
- ・絵画、骨董品、家財など

! 預貯金等及び配偶者の所得については、町の窓口への申告が必要になります。

添付する預貯金等の写しについては、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべての通帳の写しを申請日の直近から原則として2ヶ月前までの期間のものを提出していただくことになります。少なくとも、銀行名・支店・口座名義の分かる部分と、最終の残高が分かる部分の写しが必要です。なお、配偶者がいる方の場合、夫婦二人の通帳の写しの添付が必要です。

! 町は必要に応じて、銀行等に口座情報の照会を行います。また、故意に非課税年金の支給額を申告しないこと等により、不正に負担軽減を受けた場合には、それまで受けた負担軽減に加え最大2倍の加算金(負担軽減と併せ3倍の額)の納付求めることがあります。

Q 非課税年金の収入が多い場合は、負担軽減の対象とはならないのですか。

A 非課税年金を含めた収入が120万円を超える方で預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下の方については、負担限度額が第3段階②になります。(下の表を参照)。負担軽減を受けられなくなるわけではありません。

Q なぜ、遺族年金・障害年金まで勘案するのですか。

A 負担能力を判定する収入として見られる老齢年金とは異なり、遺族年金・障害年金は収入として反映されていませんでした。しかし、負担の公平性を確保するため、施設入所の費用を賄う収入としては、同様とされるべきことを踏まえて、遺族年金・障害年金も負担能力を判定する収入とすることとしています。

Q どのような年金が利用者負担額の判定に含まれるのですか。

A <利用者負担額の判定に含まれるもの>

年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金(遺族基礎年金、障害厚生年金など)のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金です。

<利用者負担額の判定に含まれないもの>

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」「障害」という単語がついた名称であっても判定の対象となりません。

利用者 負担段階	対象者		負担限度額(日額)		
			居住費等		食費
第1段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者		多床室	0円	300円
			従来型個室 (特養等)	320円	
			ユニット型個室	490円	
			ユニット型個室の多床室	490円	
第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下	多床室	370円	390円 (600円)
			従来型個室 (特養等)	420円	
			ユニット型個室	490円	
			ユニット型個室の多床室	490円	
第3段階 ①	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下	多床室	370円	650円 (1,000円)
			従来型個室 (特養等)	820円	
			ユニット型個室	1,310円	
			ユニット型個室の多床室	1,310円	
第3段階 ②	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の方	かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下	多床室	370円	1,360円 (1,300円)
			従来型個室 (特養等)	820円	
			ユニット型個室	1,310円	
			ユニット型個室の多床室	1,310円	

※居住費等の特養等は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合。食費の()は短期入所生活介護を利用した場合。